

NPOに対する支援体制、活動支援基金を整備し、法人を含めNPO活動を総合的にサポート



問い合わせ先 熊本市市民局市民協働課 ☎096-361-0168
 あいぽーと ☎096-366-0168 🌐http://www.kumamoto-airport.com/

▶ NPO法人に関して移譲された権限を活かし、市民公益活動に携わるボランティア・任意団体からNPO法人まで、市による総合的、かつ、きめ細かな対応を実現



↑市民の寄附金「くまもと・わくわく基金」の助成を受けて実施されたNPO法人の活動((左上)熊本城石垣の清掃活動、(左下)県の重要無形文化財である流鏝馬を子どもに伝える保存会)
 ▶市民活動の視点拠点となっている市民活動支援センター「あいぽーと」、▼地域のNPO活動などを市民に紹介する「あいぽーと文化祭」

取組の背景 市にNPO法人の権限がなく、主体的に関与できないことが課題に

- 熊本市は、ボランティア活動に対する支援として、①平成10年にボランティアをしたい方とボランティアを必要とする施設をつなぐ「ボランティア活動推進コーナー」を設置し、②平成18年4月には、個人ボランティア活動やNPOなどの市民活動団体に関する情報発信や相談を行う「市民活動支援センター・あいぽーと」を開設するなど、公設公営での取組を行ってきた。
- しかしながら、従来、NPO法人(特定非営利活動法人)の設立及び定款変更の認証などについては、熊本県に権限があったことから、市にNPO法人制度に関する相談や手続が来た場合、県の担当者を案内するにとどまっていた。このため、市として、地域に存在するNPO法人の実態を十分に把握することができず、類似の活動を行うNPO法人と、その他の民間ボランティア・地縁組織との連携に主体的に関与できないという課題があった。

※特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき、所轄の行政庁から設立の認証を受け、法人格が付与された団体。法人格を持つことによって、法人の名の下に取引などを行うなど、団体に対する信頼性が高まるというメリットが生じる

取組の概要 県からの権限移譲により、NPOの総合的な支援体制を確立

- 第2次一括法による特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月、NPO法人に関する事務権限が都道府県から指定都市に移譲された。同年同月、熊本市は政令指定都市に移行したことに伴い、熊本県から権限が移譲され、市民目線によるNPO法人の総合的な支援に取り組むことが可能となった。
- 移譲された権限を活かし、熊本市は、以下の活動を展開している。
 - ①NPOに関する情報提供、相談、手続や基金助成などの関連業務を「あいぽーと」に一元化し、公益活動を行うボランティア・任意団体からNPO法人まで、市の総合的な支援体制を整備した。
 - ②高い専門性が求められるNPO法人からの相談、書類の提出指導などを適切に行うため、平成24年4月から「あいぽーと」業務の民間委託を開始するとともに、NPO法人の認証などの市担当課と「あいぽーと」が連携した研修会・交流会を開催している。
 - ③NPO法人を含む市民公益活動を行う団体を市民からの寄附により資金面で支援するため、平成24年4月に、市独自の「くまもと・わくわく基金」(熊本市市民公益活動支援基金)を創設した。また、市内に寄附金付き自動販売機を設置し、売上げの一部を同基金に寄附している。

寄附金付き自動販売機の仕組み



くまもと・わくわく基金の助成実績

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件	助成金額	件	助成金額	件	助成金額	件	助成金額
分野指定助成	保健、医療福祉	2 240,000	3 899,970	3 640,000	5 740,000			
	環境保全	1 120,500	1 183,986	1 158,302	1 150,000			
	生涯学習、子どもの健全育成	2 230,000	1 100,000	3 494,000	3 440,000			
	文化、芸術、スポーツ、国際	0 0	0 0	1 100,000	0 0			
	まちづくり、地域安全	1 200,000	1 110,000	4 880,000	1 210,000			
スタートアップ	2 200,000	3 300,000	5 479,000	3 300,000				
団体応援助成	0 0	0 0	2 150,000	1 45,000				
合計	8 990,500	9 1,593,956	19 2,901,302	14 1,885,000				

取組の成果 NPO法人を含め様々な者に、きめ細かな対応を実現

- 市がNPO法人の設立や事業の状況を的確に把握できるようになり、従来のボランティア・任意団体だけでなく、NPO法人についても様々な情報やニーズが集まるようになった。また、「あいぽーと」が、NPO法人の立上げの際のメリットやデメリット、法人の運営方法などに至る幅広い相談に対応するなど、NPO法人の支援に大きな役割を果たすようになった。平成26年度におけるNPO法人に関する相談は1,884件、NPO法人の立上げは16件となっている。
- こうした取組により、市民公益活動に携わるボランティア・任意団体からNPO法人まで、人材育成、交流、資金助成等の「ヒト・モノ・カネ」について、市による総合的、かつ、きめ細かな対応が可能となった。「くまもと・わくわく基金」についても、平成27年9月現在、累計約920万円が集まり、まちづくり・福祉・教育・環境保全などの支援に活用されている。

地方分権改革との関連

- 従来、NPO法人の設立及び定款変更の認証については、特定非営利活動促進法に基づき、都道府県の権限とされてきた。
- 平成23年8月の第2次一括法により、特定非営利活動促進法が改正され、上記の権限が指定都市に移譲された。平成24年4月、熊本市の政令指定都市への移行に伴い、熊本県から権限が移譲され、ボランティア・任意団体からNPO法人まで、市による総合的な支援が可能となった。